

携帯用防犯ブザーの貸与

ビイビイの子どもが助けを求める合図です

不審者に遭遇した場合の助けを求める一つの手段として、市では県内でいち早く小学校児童と中学校女子生徒の希望者に、携帯用防犯ブザーを貸与しました。

ランドセルなどに着け、自分で身を守る意識を高めることも、身の危険を感じた場合にブザーを鳴らすよう、学校を通じて指導しています。

ブザーの聞こえる範囲は、約20〜30メートルビイビイと耳につくような警告音が鳴ります。もし自宅周辺などで大きな警告音が聞こえたら、子どもが助けを求めている合図です。現地に駆け付けるなど、周囲の人と協力して子どもを助けられるよう協力をお願いします。



子どもたちの安全を守るために

また、この機会に子どもたちの通学路での安全状況や、危険を感じたときに逃げ込むことのできる「子ども110番の家」を再確認するなど、家族で話し合うこともお願いいたします。

地域ぐるみの取り組みで、子どもたちがより安心した生活を送れるようご協力をお願いします。

くわしくは教育指導課（☎20・1582）へ。

住宅地などでの農薬の使用

飛散しないように注意を

住宅地などで農薬を散布する場合、農薬が飛散して周辺の住民などに被害を及ぼすことがあります。住宅地や住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む）で農作物などに農薬を散布するときは、次のことに注意してください。

周囲に影響が少ない時間帯で風が無いときや弱いときを選び、

風向きや散布方向などに注意して最小限の範囲に散布する

庭木など、食用としない植物への散布でも、農薬取締法に基づいて登録された農薬を、使用上の注意を守って使用する

周辺住民に、事前に農薬の使用目的、散布日時、農薬の種類などを連絡し、散布時には立て看板を表示するなどして区域内にほかの人が入らないようにする。特に、近くに学校や通学路があり、散布時に通行が予想される場合には、学校や保護者などに連絡する農薬を使用した年月日、場所、農薬の種類または名称、希釈倍率、対象植物などを記録し、一定期間保管する

農薬に関する健康などの相談は農政課（☎20・1541）または健康管理課（☎27・1111）へ。

固定資産の縦覧および閲覧

4月1日から

資産税課で

平成16年度の土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を次

のとおり行います。

固定資産の縦覧および閲覧

| | 縦覧 | 閲覧 |
|-----|---|---|
| 期間 | 4月1日(木)~30日(金) (土・日曜日、祝日を除く) | 4月1日(木)以降随時 (土・日曜日、祝日を除く) |
| 時間 | 午前8時30分~午後5時 | |
| 内容 | 土地・家屋等縦覧帳簿で、自分の土地や家屋の評価とほかの土地・家屋の価格を比較し、評価が適正かどうか判断できます | 自分の資産について、固定資産課税台帳に記載された部分を確認することができます。借地人・借家人なども使用または収益の対象となる部分(対価が支払われるものに限る)の閲覧ができます |
| 対象者 | 納税者本人、納税者の委任状を持参した人、納税管理人 | 所有者本人、所有者の委任状を持参した人、納税管理人、借地・借家人 |

希望する人は、運転免許証や健康保険証など、本人確認できるものを持参してください。

また、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日以内までに、固定資産評価審査委員会に文書で審査を申し出ることができます。

くわしくは資産税課（☎20・1514）へ。

老人保健の医療制度

こんなときには届け出を

老人保健制度は、各健康保険制度と連携しているものです。老人医療受給者の住所や健康保険が変わったときなどは、左表のとおり届け出が必要です。

いざというとき慌てないためにも届け出は忘れずをお願いします。

老人医療受給者の届け出

| こんなときには届け出を | 必要なもの |
|-------------------|-------------------------------------|
| 市外から転入 | 健康保険証・負担区分証明書 |
| *市外へ転出 | 医療受給者証 |
| *死亡したとき | |
| *住所が変わったとき | 健康保険証・医療受給者証 |
| 加入している医療保険が変わったとき | |
| 65歳以上で寝たきりになったとき | 印鑑・健康保険証と身体障害者手帳、国民年金証書、診断書のいずれかの書類 |

*印のある届け出をする場合は、国民健康保険証と介護保険証も併せてお持ちください。

くわしくは保険年金課（☎20・1526）へ。

納期内の納付にご協力を

毎月の国民年金保険料は、翌月末日が納付期限です。納期内の納付にご協力ください。

忙しいときや、近くに銀行や郵便局が無いなど、なかなか納めに行けない人のために、4月1日以降発行の納付書からは、コンビニエンスストアでも納めることができるようになり、夜間や休日にも利用できます。

【安心・便利な口座振替】

一度手続きをすれば、毎月の保険料が自動的に引き落としできる口座振替制度をご利用ください。納めに行く手間が省け、納め忘れ

も無く安心です。また、家族の保険料をまとめて一つの口座から引き落とすこともできます。口座をおもちの金融機関・郵便局で手続きしてください。

手続きに必要なもの「納付書 預貯金通帳、通帳届出の印鑑 (注) 保険年金課では手続きできません。

【お得な前納割引】

保険料を前もって一度に納めると、前納割引があります。4月から来年3月までの一年分をまとめて納めると、2、830円割り引かれます。

くわしくは千葉社会保険事務局 佐原事務所(☎0478-551661)へ。

圏央道(神崎~大栄間)設計案

説明会を実施します

圏央道(神崎~大栄間)については平成11年度から測量・地質調査を行い、このたび芝・大室地区の設計案が整いました。この案について、設計説明会を開催します。

なお、成田市十余三地区および大栄町吉岡地区については、設計案が整っていないため、整い次第、説明会を開催します。

日時=3月18日(木)午後7時から

会場=久住公民館

対象=芝・大室地区

影響範囲に該当する地権者には直接通知しています。また、下総町内に要望があるインターチェンジの設置については、今回の説明会のほか、ホームページ(<http://www.kt.mlit.go.jp/chiba/>)で意見を募集します。くわしくは国土交通省千葉国道事務所調査第二課(☎043-285-0317)または市土木課(☎20-1550)へ。

相 談 日

| 相談名 | 期日 | 時間 | 場所 | 問い合わせ先 |
|--------------------------------|----------|-------------|---------------------------|------------------------------------|
| 市民(行政)相談 | 月~金曜日 | 8:30~17:00 | 市役所2階相談室 | 市民相談所☎20-1507 |
| 市民生活相談(家事・民事) | 月・木曜日 | 9:00~16:00 | " | " |
| 法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く) | 水曜日 | 13:00~16:00 | " | " |
| もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談) | 3月23日(火) | 10:00~15:00 | 市役所2階201会議室 | " |
| 不動産相談 | 3月16日(火) | 10:00~12:00 | " | " |
| 税務相談 | 3月16日(火) | 10:00~15:00 | 市役所2階相談室 | " |
| 外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語) | 3月25日(木) | 13:00~16:00 | 市役所2階201会議室 | " |
| 市民よろず相談 | 3月20日(祝) | 13:00~16:00 | イオン成田ショッピングセンター2階特設会場 | 市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286) |
| 女性就業(内職)相談 (来所前に要電話) | 水・金曜日 | 10:00~16:00 | 市役所2階女性就業相談室 | 商工観光課☎22-1111 内線2724 |
| 高齢者職業相談 | 月~金曜日 | 9:00~16:00 | 市役所2階高齢者職業相談室 | 商工観光課☎22-1111 内線2725 |
| 住宅相談(予約制) (新築・増改築などに関する相談) | 4月8日(木) | 10:00~12:00 | 成田商工会議所会議室 | 成田商工会議所☎22-2101 4月5日(月)までに申し込みを |
| パートタイマー職業相談 | 月~金曜日 | 9:00~16:00 | パートサテライト(商工会館1階) | パートサテライト☎22-8281 |
| 消費生活相談 | 月~金曜日 | 10:00~16:00 | 消費生活センター(市役所2階) | 消費生活センター☎23-1161 |
| 年金相談 | 水曜日 | 10:00~15:00 | 市役所1階相談室 | 保険年金課☎20-1526 |
| 心配ごと相談 | 木曜日 | 10:00~15:00 | 保健福祉館会議室 | 社会福祉協議会☎27-7755 |
| 酒害相談 | 3月18日(木) | 9:00~12:00 | " | " |
| 家庭児童相談 | 月~金曜日 | 9:00~16:00 | 市役所1階家庭児童相談室 | 児童家庭課☎20-1538 |
| 戦没者遺族相談 | 3月22日(月) | 10:00~15:00 | 市役所1階相談室 | 厚生課☎20-1536 |
| 健康体力相談 | 火曜日 | 9:00~12:00 | 市体育館 | 市体育館☎26-7251 |
| 就学相談(予約制) | 月・火・木曜日 | 9:00~17:00 | 市役所5階会議室 | 教育指導課☎20-1582 |
| 教育相談(予約制) | 火曜日 | 9:00~16:00 | 教育センター(市立図書館2階) | 教育センター☎20-6336 |
| 教育相談(不登校相談も) | 月~金曜日 | 10:00~17:00 | 教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階) | 教育相談室☎28-3234 |